

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
基本方針	基本方針	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
人員基準	管理者	常勤専従1名(資格要件無) (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可)	常勤又は営業時間帯を通じて専従1名(資格要件無) (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設等の職務に従事可)
人員基準	訪問介護員	常勤換算方法で2.5人以上	生活支援員として規定。市が定める研修の修了者。 サービス提供に必要な人数を配置
人員基準	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に従事する者を1人以上配置している場合は、50又はその端数を増すごとに1 (40以上の利用者の数がある場合常勤換算方法での算出とすることができる。) 訪問介護相当サービス事業のみに従事する。 (ただし、サービス提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事可能) <資格> 社会福祉士及び介護福祉士 介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者 三年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの いずれかに該当すること。	要件無
設備基準	必要な設備	必要な広さを有する専用の区画	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	内容及び手続の説明及び同意	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い同意を得なければならない。	同左
運営基準	提供の拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。	同左
運営基準	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	同左
運営基準	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めなければならない。	同左
運営基準	要支援認定の申請に係る援助	利用者又は利用申込者が要支援認定等を受けられるよう適切に援助しなければならない。	同左
運営基準	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。	同左
運営基準	介護予防支援事業者等との連携	介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	同左
運営基準	介護予防サービス費の支給を受け るための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならない。	同左
運営基準	介護予防サービス計画等の変更の援助	利用者がケアプランの変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。	同左
運営基準	身分を証する書類の携行	訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。	同左
運営基準	サービス提供の記録	サービスを提供した際は、利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録し、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。	同左
運営基準	利用料等の受領	<p>法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けるものとする。</p> <p>法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けてはならない。</p> <p>サービス提供以外の費用において通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用の額以外の支払を利用者から受けてはならない。又、以下の料金を受け取る場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	同左
運営基準	保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。	同左
運営基準	利用者に関する市町村への通知	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 ・正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ・偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	同左
運営基準	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	同左
運営基準	管理者及びサービス提供責任者の責務	管理者は、従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。 管理者は、従業者に、条例で定めた規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 ・利用の申込みに係る調整すること。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。 ・サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ること。 ・訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。 ・訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。 ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。 ・訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。 ・その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。	同左(管理者の責務として規定。サ責の部分管理者と読み替え対応。)

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	運営規程	<p>以下の事項を定めた運営規程を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の実業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・その他運営に関する重要事項 	同左
運営基準	勤務体制の確保等	<p>事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>当該事業所の従業者等によってサービスを提供しなければならない。</p> <p>事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	同左
運営基準	衛生管理等	<p>訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	同左(規則引用にて対応)
運営基準	掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	秘密保持等	<p>従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。</p>	同左(規則引用にて対応)
運営基準	広告	<p>広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはならない。</p>	同左
運営基準	介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	<p>介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	苦情処理	<p>提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録しなければならない。</p> <p>苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行わなければならない。</p> <p>提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、その改善内容を報告しなければならない。</p> <p>提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。またその改善内容を報告しなければならない。</p>	同左
運営基準	地域との連携	<p>事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	同左
運営基準	事故発生時の対応	<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る介護支援予防事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	同左(規則引用にて対応)

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、各サービスの会計とその他の事業の会計を区分していますか。	同左
運営基準	記録の整備	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	同左
運営基準	基本取扱方針	<p>利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない</p> <p>自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努めなければならない。</p> <p>サービスの提供にあたり、利用者ができるかぎり要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。</p> <p>利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>サービスの提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加する用適切な働きかけに努めなければならない。</p>	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
運営基準	具体的取扱方針	<p>以下の事項を取扱方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握しているか。 ・サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するためのサービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。 ・この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 ・サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、当該個別サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 ・サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。 ・個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行わなければならない。 	同左

訪問型サービスの現行の基準と改正以降の基準(案)

(参考資料1)

基準項目(大)	基準項目(小)	訪問介護相当サービス(現行/A2)※回数単価へ変更	介護予防生活支援サービス(緩和/A4)※追加
		<p>・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。</p> <p>・サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供を開始した時から、少なくとも一月に一回、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも一回、当該個別サービス計画のモニタリングを行わなければならない。</p> <p>・サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防通所介護の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。</p> <p>・サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行わなければならない。</p>	同左
運営基準	提供に当たっての留意点	<p>介護予防の効果を最大限に高める観点から、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>・介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>・自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。</p>	同左